

# 策展開で広がる [まちづくり]の未来

税され、国民の購買力に陰りが見えようとしていた。 長引く不況から立ち直りの気配が見えていた平成九年、消費税が五%に増

しかし、本市は躍動の時を迎えつつあった。

平成九年には磐越自動車道も全線開通(第八期参照)。

の一部が移譲され、保健衛生行政・環境行政など独自の施策が可能となった。 平成十一年、いわき市は東北地方で三番目の「中核市」となる。県の事務権限

# 平一町目地区市街地再

の主要駅があり、浜通り地方で最大のまち た。また、合併後の新市にとって、常磐線 た計画や事業案は昭和三十年代からあっ 平(現いわき)駅前地区の再開発に向け

> 点からも大きな課題となっていた。 いった点からも、また都市防災や景観的観 発は、道路拡幅による交通体系の整備と である「いわき市」の顔となる地区の再開

に絡み合っていた。計画には幾度も修正が 地権者、地上権者、住民たちの事情も複雑 しかし、その事業規模は大きく、多くの



平字一町目の本町通り(昭和44年)

加えられたが、長い間、大きな進捗・進 はみられなかった。

呼応するかのように、平地区やその周辺で 量増大といった市域全体の開発や変化に 学等による県道二六号小名浜平線の交通 道六号常磐バイパスの延伸、いわきニュー 年代にかけて、常磐自動車道の開通や国 タウンの分譲開始やいわき明星大学の開 しかし、昭和五十年代の終わりから六十



運が高まっていた。 も、新たなまちづくりへ向けた再開発の機

ショッピングセンターの新設計画、いわき 進出計画、カタクラ跡地への東北ニチイ進 次々と打ち出されていた。 出計画、イトーヨーカ堂の増床計画、鹿島 ニュータウンへの長崎屋進出計画などが 常磐交通株式会社本社跡地への伊勢甚

繁華街であった。

平一町目の地権者たちは自ら動き、平



ども行った。

キーテナントとなる企業への出店要請な 町目再開発ビル」の建設計画を打ち出し、 トさせた。 地権者たちは大型商業施設として「平

地区第一種市街地再開発事業」をスター 成二年二月に事業認可を受け「平一町目

定していた再開発ビルの着工は断念せざ 同社は平成九年一月に倒産。同年二月に予 業に要請。一旦は出店が決まったものの、 背景も相まって、同社は計画から撤退。次 定するも、バブル経済の崩壊といった時代 るを得なかった。 に、北海道を中心に商業を展開していた企 当初、大型スーパー「西友」の誘致が決

視してきた議会では、こうした事態に、今 後の事業の行く末を左右するキーテナン 爆剤として期待しながら事業の推移を注 トの見通しなどについて質問が集中した。 これまで、平地区の中心市街地再生の起 方、地区全体を見たときに、その活性

化を図るため「駐車場案内システムを導

声もあった。 ことによる事業者への負担」を心配する による商店街への影響」、「事業が長引く 「一町目地区を貫く本町通りの一方通行化 入してみてはどうか。」といった提案や、

平一町目は映画館、食堂、小料理店など中

も、自ら市街地再開発事業に乗り出した。

このころ、平一町目地区の地権者たち

小の施設や飲食店が建ち並ぶ古くからの

店が決まり、平成十二年十月、再開発ビル 観光が展開する「ワシントンホテル」の出 動の結果、待望のキーテナントとして藤田 の建設工事に着工した。 そのような中、全市を挙げての誘致活

物が平一町目にあることから、平の頭文字 ル」が竣工、オープンした。 「ティーワンビル」という愛称は、この建 平成十四年、再開発ビル「ティーワンビ

機能を持たせるべきとの市民の要望に応 施設の整備や市文化センターの補完的な している。 ラザ」と「いわき市消費生活センター」が え、公共施設である「いわき市生涯学習プ は、中心市街地において教育、文化、交流 である「T」と「一」から命名された 五階にはいわき市生涯学習プラザが入居 わきワシントンホテル椿山荘」が、四階に 階は商業・業務施設、二階と三階に「い

ている。 きワシントンホテル椿山荘」客室があり 六階から一七階まではマンションとなっ 六階から一一階はホテル棟として「いわ

## 中核市への移行

2

度の一つである「中核市」へと移行した。 市の指定に関する政令により、大都市 平成十一年四月一日、いわき市は、中核

され、自主・自立的な都市づくりが可能と 令指定都市」の次に大きく、地域で中核的 な機能を持つ都市として事務権限が強化 「中核市」とは、行政の規模・能力が「政



審査結果について委員長報告を行った。要

点は次のとおりであった。

あった。 核市指定の申し出に係る議案が付託され、 委員会」を設置、同年六月臨時会では、中 市、郡山市に次ぐ)、福島県で二番目 事による自治大臣への申請手続を経て、 定例会において、議会に「中核市対策特別 指定を受けた。東北地方で三番目(秋田 中核市への移行を前に、平成十年三月 で

場の設置許認可権であった。

難しいと思われたものは保健衛生行

県から委譲された事務のうち、対応

おける保健所の設置と、産業廃棄物処分

事務。移行に伴う組織編成等については どにおおむね二○億八○○○万円が増額 ては歳出面で民生行政、保健衛生行政な 保健所職員に県から人的支援が受けられ 都市計画行政に関するものなど二四九四 は、民生行政、保健衛生行政、環境行政 るよう協議する。市財政への影響額につい 「中核市に県から委譲が予定される事務

よって平成七年に制定された なる都市制度で、自治省(現総務省)に むね一八億八○○○万円程度と試算され すると想定され、そのうち一般財源はおお ている。この新たな財政負担は普通交付税

められていた。 率一○○超(昼間の方が多いこと。)」と定 上」となっているが、制定された当時は「人 口五〇万人未満の市の場合、昼夜間人口比 口三〇万人以上/面積一〇〇婦以上/人 現在の指定要件は「人口が二〇万人以

> 後、産廃問題、財政的な問題、人員の問題 により措置される。と報告を受けた。その

について質疑がなされ、結果、異議なく可

し出についてを可決、その後、福島県知 平成十年六月臨時会で中核市指定の申

県に要望すること。」

源の確保と産廃問題については引き続き 決すべきものと決したが、中核市に伴う財

り、ひとまず県所有の保健所を間借りし ければならない。委員長報告にもあるとお て、人員等についての課題も暫時解決して 識のある職員を配置し、建物も用意しな らず、また所長は医師であること、専門知 いくこととした 中核市には保健所を設置しなければな

ていた。 への移行の時期に重大な問題が浮上し もう一つ、産業廃棄物に関して中核

約五万五〇〇〇本を野積み放置していた、 市内の産業廃棄物中間処理業者が、処理 して、四倉町の処理施設やその周辺地区に しきれなくなった廃油をドラム缶に保管 昭和六十年ごろから四倉地区において

地区の廃坑等に不法投棄された。 にドラム缶の処理を再委託し、これが沼部問題である。さらに市内の別の無許可業者四倉町不適正保管廃棄物の処理と処置の

一月、行政代執行に着手した。 平成七年、県は大がかりな立ち入り調 査を、さらに翌年には廃棄物研究財団と 実施する措置命令を出した。しかし命令 実施する措置命令を出した。しかし命令

題が生じた。
理費用の負担を巡って、県と本市の間に問移行したことにより、その産業廃棄物の処



県としては、中核市となったいわき市に処理の権限も、委譲、したいとの考えでする適切な措置と処理を県に対して何度あった。しかし、本市としてはこの件に関
あった。しかし、本市としてはこの件に関
する適切な措置と処理を県に対して何度
ま伝えてきた。昭和の時代に発覚したこの
、事件、への県の対応が常に後手に回った
ことが今日の事態を招いたのであると主
ことが今日の事態を招いたのであると主

平成十一年三月定例会で、議会はこの件を市当局に質し、市は「中核市となったいわき市には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物関連の事務がる法律に基づく産業廃棄物関連の事務がる法律に基づく産業廃棄物関連の事務がった。四倉町の事業は、平成十一年での責務として実施することとなる。しか市の責務として実施することとなる。しか市の責務として実施することとなる。しか市の責務として実施することとなる。しか市の責務として実施することとなる。しか



保健所開所式



総合保健福祉センター落成式

で解決を図るべきであるとの認識のもと、 協力など多大な支援も大きな要因となり、 協力など多大な支援も大きな要因となり、 四倉・沼部地区の両事業に係る総事業費 の見込み約八億七二四七万円のうち、県 負担は七割、本市負担は三割となった。」

が生じた事案として、平成十八年から二十 の行使を巡って、本市と県の間で、ズレ 設反対の問題がある。(第十一期参照) 一年にかけての産業廃棄物最終処分場建

なお、産業廃棄物処理場の設置許認可権

力が求められることとなった。 事務を担うこととなり、より高い執行能 的な面もあり、職員にはより県からの委譲 優位性を住民に抱かせる効果もある。 方、市の負担や経費が増えるという実際 都市として認められた〟という心理的な 名度をアップさせる効果や、´地域の中心 中核市への移行は、自治体の存在感と知



-プン間近の市総合保健福祉センタ

◉中核市対策特別委員会

#### 1 設置時期等

設置:平成十年三月五日(七名) 廃止:平成十一年三月三十一日

### 2 活動内容等

ある。 平成七年四月一日に施行された制度で が高まる中、地方自治法の改正により、 中核市制度は、地方分権推進の論議

次のとおりである。 の動きと連動。同委員会設置の理由は 「中核市対策特別委員会」を設置し、市 議会は平成十年三月定例会において

当局に対し提言を行うとともに、中核 な組織のあり方や財源の確保などを市 を調査し、事務事業の移管に係る適正 の設置は必須要件である。 核市として処理する事務事業の増大に 対応するための組織改編、特に保健所 市指定に係る議案を審査するため設置 行政、都市計画等に関する事務など、中 「福祉行政、保健衛生行政、環境保全 議会は、組織改編等の諸準備の状況

> する。 」 中核市移行直前の平成十一年三月定

例会において、

ついても要望してきた。 事業及び沼部地区の汚染水回収処分調 区の不適正保管産業廃棄物の原状回復 査事業について、県に対し継続したでき 成九年六月臨時会では、中核市指定の申 めながら調査及び審査を行ってきた。平 た。また、委員会の総意として、四倉地 る限りの人的、技術的及び財政的支援に し出について、慎重な審議を行い議決し 九回にわたり、関係理事者の出席を求

いとの決意表明がなされた。 を汚さぬよう万全を期して取り組みた おいて、当局から最終的な県との協議に ついて詳細な説明がなされ、中核市の名 さらに、今定例会における委員会に

限を十二分に活用し、より一層の市民 委員長報告がなされている。 サービスの向上と個性豊かなまちづく として歩むわけですが、全職員が一丸と 体制の確立を図り、移譲される事務権 なって中核市にふさわしい行財政運営 、が推進されることを要望する。」との 来る四月一日から中核市・いわき市

3

の制定 いわき市環境基本条例

基本理念と施策の基本となる事項を定め た「環境基本法」を制定した。 平成五年、国は、環境の保全についての この法律は、国や地方公共団体、事業者、

球環境保全を積極的に推進することなど 少ない持続的発展の可能な社会が構築さ 国民の責務を明らかにし、環境への負荷の を掲げている れることを旨とし、国際的協調のもとに地

駆ける制定となった。 する総合的かつ計画的な施策を推進する の防止に加えて、生活環境や自然環境も 可決された。これは県内では他市町村に先 案」を策定、平成九年三月定例会において て「環境審議会」を設置し、市の環境に関 包含した施策を調査・審議する機関とし ための基本となる「いわき市環境基本条例 ことに基づき、本市においては従来の公害 同法が平成六年八月一日に施行された

の河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線な ど、豊かで多様な自然資源に恵まれている に阿武隈高地、そこに源を発するいくつも いわき市は広大な市域面積を有し、西

まちである。 しかしながら、近年の都市化の進展、市

> 世代に引き継いでいかなければならない の下に健康で文化的な生活を営むことは この条例が制定されたものである。 わきの実現を目指していくことを決意し と自然とが健全に共生できるふるさとい 持続的な発展が可能な社会を構築し、人 相互に協力し合い、環境への負荷の少ない との考えに基づき、市、事業者及び市民が 市民の権利であり、環境を保全し、将来の てきた。このため、健全で恵み豊かな環境 らに、一人ひとりの営みが直接または間接 型や生活型の公害などの問題が顕在化、さ 行政の枠組みだけでは対応が困難な都市 量に消費され、本市においても従来の環境 性が高まる一方で、資源やエネルギーが大 に地球環境に影響を与えるまでに拡大し

向上を図るとともに、人と自然が共生で り組みが求められることとして、新たな組 きるふるさといわきの実現のため、積極 対し条例の趣旨を周知徹底し、モラルの るに至った背景、本案の特色などについ 織の整備・拡充について質疑がなされた。 定例会において、その策定には全庁的な取 り、議案として上程された平成九年三月 て詳細な質疑が行われ、「市民や事業者に また、委員会審査においては、制定す 「いわき市環境基本条例」の制定にあた

> 意見が出された。 的な取り組みを期待する。」との一致した

民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便

家」が同年七月から供用開始されている。 行う機能を兼ね備えた施設「クリンピーの 別機能とリサイクルに関する啓発活動を され、ごみの減量化と資源化を行う資源選 成九年三月の定例会では、「いわき市リサ イクルプラザクリンピーの家条例」も可決 また、環境基本条例の制定と並行して平



リサイクルプラザ「クリンピーの家」竣工式

#### 廃プラスチック発電所 の建設阻止

こで問題となるのはダイオキシンなどの

## 平成七年、千葉県の日本環境発電株式

間工業団地に建設する計画が明らかに 会社が、廃プラスチック発電所を本市好

ツ、タッパー、ポリタンクなど) に分けら ③製品プラスチック (プラスチック製バケ ラスチック製ポリ袋、パック、容器など)、 とである。これら製品は、いわき市では① 終えて廃棄されるプラスチック製品のこ れて収集される。 ペットボトル、②容器包装プラスチック(プ 廃プラスチックとは、文字どおり役目を

加工も容易な材質としてその用途は多岐 く、その処理が課題となっていた。 にわたる一方、使用後にごみとなる量も多 プラスチックは、軽く、強く、腐食せず、

電に利用しようとするものであるが、そ られてしまうのが通例であった。日本環 等の有害物質を大気や土壌に排出するこ 境発電では、その廃プラスチックを火力発 とになる。そのため、最終処分として埋め といって安易に焼却してはダイオキシン がひどいものなどはリサイクルできず、か クル可能となった。しかし、かつては汚れ 現在は技術も進み、相当な量がリサイ

> 動も行われた。 は「廃プラスチック発電を考える市民の 福島へ持ち込まれるのか」という、うんざ やしてもそれらが排出されることはな 会」も結成され、請願提出に向けた署名活 りした感情もあった。平成八年十二月に にとっては、どうしても「ダイオキシン」、 い。」との説明もあった。しかし、周辺住民 チックを固形燃料に加工する過程で有害 いうことである。同社からは「廃プラス 有害な物質が発生するのではないか、と しきれない。同時に「また首都圏のごみが 「有害排煙」といった負のイメージは払拭 な物質は除去され、その後、固形燃料を燃

員から質問が出されるなど、ダイオキシン 設置届が提出されていない段階であった 広げられた。 による健康への影響を中心に議論が繰り 翌年に入ってもこの件に関して多くの議 握しているのか等の質問がなされ、そして、 料に含まれる有害物質の含有量を市は把 平成八年十二月定例会では、早くも固形燃 な議論が巻き起こった。企業側からの工場 市議会においても、本件については大き

た場合の対応について質問があり、担当部 運動が高まる中、工場設置届が提出され 同年六月定例会では、近隣住民の反対

> 申することになるが、焼却炉の処理問題や 審査を行い、市長の意見を付して知事に副 受付せざるを得ない。受付後は公害等の 局からは「県工業開発条例の規定により、



プラスチック製品





りたい。」との答弁があった。

また、市民らから届けられていた廃プラ

その取り扱いについて慎重を期してまい 地域住民からの請願などもあることから、

なった。

件について採択の結果、全会一致で採択と スチック発電所の建設に反対する請願六

も、この件に関して「環境保全にまったく 訴となったが、議会に届けられた請願書に た。後日「嫌疑不十分」ということで不起 社が大熊町に建設した同社の処理工場内 会社のスクラム体であったが、そのうちら 熊町で不法投棄を行ったとの疑惑も浮上 信頼が持てない」と記されていた。 に焼却灰を不法に埋めたとの報道があっ していた。同社はS社とT社という二つの また、日本環境発電については双葉郡大

と小包が届けられた。 れたとの旨を記載した内容証明郵便二通 代理人である弁護士から市に対して、代理 人として届け出等の行為について委任さ 平成十年九月十四日、日本環境発電の

求め、市長が計画の再考を申し入れた。 要請に何ら誠意を示すことなく係る行動 十六日には同社代表取締役などの来庁を に及んだことから、市は即日これを返戻 同社に対して市がこれまで行ってきた 以降も日本環境発電は、市に対して設

置届を提出、市はこれを受理せず返戻す 発するという行為に出た。 員職権乱用罪等でいわき中央警察署に告 十一年七月、同社は市長と担当職員を公務 るということが繰り返された。そして平成

弁した。 行にあたっても常に誠意を持って対処し う、同社に再々申し上げてきた。職務の遂 ている。告発の内容には当たらない。」と答 書提出の以前に地域住民の理解を得るよ この告発について当局は「工場設置届出

の主張は認められなかった。 成十八年二月、福島地裁いわき支部にお 裁判において正当性を堂々と主張し、平 境発電側の一方的な見解である。」として、 た。これに対しても、市は「これは日本環 断念せざるを得なくなった。」として、本 市に対して損害賠償請求訴訟を起こし が設置届を受理しなかったことで建設を いて、裁判の結果としては、日本環境発電 平成十四年に至り、日本環境発電は「市

民の強い意志の表明であり、それを議会が 件もの請願が上がったこと、それこそが市 ではない。 せた最大の要因であったと言っても過言 結果の採択である。これらが建設を断念さ 真正面から受け止め真摯に議論を重ねた 一つの案件に対して異例ともいえる六

## 介護保険法の制定

5

法が制定された。 平成九年十二月、国会において介護保険

じ、自立した生活を営むため、必要な保健 なった方に対して、その有する能力に応 等のために介護や支援が必要な状態にな スにかかる給付等を行う制度である。施行 医療サービス、介護施設や訪問介護サービ は平成十二年四月である。 この制度は、加齢に起因する心身の病気 一人では日常生活を送ることが困難と



応じて変更できる。 れるように規定され、内容も時代背景に 定されたものである。五年に一度、見直さ としている介護や支援サービスを受ける ビスの格差を解消し、高齢者が本当に必要 加、医療費増加に伴い、施設の不足やサー ことができる仕組みを構築するために制 介護保険制度は、こうした高齢者の増 療の中で賄われていた。 の介護に対する制度やサービスは、老人医 介護保険法が制定される以前、高齢者

れた。 変わり、平成十四年には一割負担が課せら 四十八年の無料化から一〇年間で高齢者 していた。高齢者の医療費は増加し、昭和 くなり退院後の受け入れ先がないために にわたる入院に伴って親族や身寄りがな 数の病院での診療などが増加したり、長期 た。昭和五十八年には医療費定額負担に にかかる医療費は一○倍近く膨れ上がっ 入院し続ける社会的入院等の問題も発生 しかし、高齢化が進み、過度な診療、 複

りないなどの問題もあった。 やサービスを選べない、受け入れ施設も足 老人福祉施設も次々に設立されたが、施設 老人ホーム(介護老人福祉施設)といった 制定後には老人福祉センターや特別養護 方、昭和三十八年制定の老人福祉法の

高齢社会対策特別委員会」として平成二 年十月からは、調査事項を追加し「少子 関する事項の調査を開始した。平成十二 で、約一六年間、議会は高齢社会対策につ 十年九月に任期満了により廃止となるま 策特別委員会」を設置し、高齢社会対策に 議論が交わされていった。 いての調査と議論を継続してきた。 市議会では平成四年十月「高齢社会対

についての検討もなされており、平成十年 この特別委員会において、介護保険制度 題もある。 得高齢者の保険料負担の重圧といった問 ことは難しい。業界全体の人材不足、低所 地域、各施設で適切な介護や支援を行う ただし、全国一律の制度に基づいて、各

あった。 多い。」といった声が出ていた。議員として 負担させられる。それを不満だという人が も学ばなければ分からないことが多く の結びつきはどうなのか。」、「若い人でも 議員の間からは「医療保険と介護保険

環境など、行政の諸分野について、活発な から、本市の社会保障、医療、保健福 も、市民にとってどうすればより一層暮ら 命にも関わってくる制度である。議会で しやすいいわき市になるのか、という視点 しかし、人間の健康に、ひいては尊厳や

委員長は以下のとおり報告している。 九月定例会において高齢社会対策特別

に高齢化率七%を超える高齢化社会に入 かってまっしぐらに突き進んでいると言っ 高齢化率二五%を超える超高齢社会に向 超える高齢社会に移行し、そして現在は り、さらに平成二年には高齢化率一四%を ある必要がある。本市では、昭和四十八年 ても過言ではない状況である。 にわたり人間の尊厳が認められるもので 市民に健やかな老後が保障され、生涯 「高齢社会における社会保障は、すべて

らの調査検討の結果について委員長報告 が行われている され、その実施に向けての協議・検討が行 となって検討を重ねた。平成六年二月に る福祉行政のあり方について当局と一体 平成四年十月に設置され、高齢者に対す われ、平成八年六月定例会において、それ は、いわき市高齢者保健福祉計画が策定 このような状況下にあって、当委員会は

整合を検証、さらには平成九年十二月に 八年六月定例会における委員長報告との 該計画の進捗状況を検証し、後半は、平成 からスタートし、前半では、主にいわき市 高齢者保健福祉計画の促進を図るため当 また、委員会の現体制は、平成八年十月

> 諸課題について調査検討を重ねた 制定された介護保険法の制度導入に係る

供できる仕組みを早急に構築することが まとめた。 れ、また利用者中心の総合サービスを提 の地域特性に沿ったものとして導入さ 行政の責務とし、次のとおり検討結果を 委員会としては、介護保険制度が本市

第一点は、サービス基盤の整備 第二点は、介護保険の運営組織体制の

確立

者支援の核となることは間違いないが 齢者保健福祉計画も策定されることに とになるが、同時に第二次とも言える高 関する介護保険事業計画が定められるこ い。今後、介護保険制度の円滑な実施に もあわせて充実していかなければならな スやボランティアなどの地域の社会資源 くためには、その他の保健・福祉サービ 高齢者が求めるニーズに適切に応えてい 最後に、介護保険制度は要介護等高齢 第三点は、要介護等認定体制の確立 第四点は、市民との合意形成

以上に留意して、介護保険制度の円滑

ていく必要がある。

な導入を図るとともに、福祉のまちづく

防も含めた視点で調和のとれた計画とし

なっており、要介護状態になることの予

向き合ったことがうかがえるものとなっ ている。 介護保険法は、今後も改正により、その ってこの介護保険の課題に正面から 本 市議会として、少子高齢化時代に

がら見守ってくことが必要ではないか。 る重要な法律なのだ。誰もが関心を持ちな ればならない。何よりもいわき市民に関わ 時代により適応した法律になっていかなけ



特別養護老人ホーム「いわさき荘」

